

「第三次十日町市環境基本計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案」 パブリックコメント制度実施要領

第三次十日町市環境基本計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたり、十日町市パブリックコメント制度実施要綱（平成17年4月21日告示第201号）の規定のほか、以下により制度を実施することとし、この要領を設けます。

1 実施目的

「第三次十日町市環境基本計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定にあたり、案を公表し、広く市民等の皆さんからご意見を募集します。

2 閲覧場所等

次の場所（方法）で案をご覧いただけます。

- ① 環境衛生課（エコクリーンセンター2階）
- ② 企画政策課（本庁舎2階）
- ③ 各支所地域振興課
- ④ 公民館（中央公民館、中条公民館、川治公民館、飛渡公民館、吉田公民館、下条公民館、川西公民館、中里公民館、松代公民館、松之山公民館）
- ⑤ 水沢地区市民センター
- ⑥ 情報館
- ⑦ 十日町市ホームページ（パブリックコメント制度の実施状況と概要）のページ
<https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/somubu/kikakuseisakuka/2/bosyu/1450419388398.html>

3 意見の提出方法等

別紙：意見提出様式をご利用のうえ、次の方法で提出してください。

- ① 直接お持ちいただく場合 環境衛生課（エコクリーンセンター2階）まで
〒948-0056 十日町市高田町六丁目915番地2
環境衛生課あて
- ② 郵送の場合 環境衛生課あて 025-757-1751
- ③ ファクシミリの場合 環境衛生課あて t-kankyo@city.tokamachi.lg.jp
- ④ 電子メールの場合

※任意様式・メール等でも提出いただけますが、以下の事項を必ず明記してください。
(明記されていないものは、受け付けられません。)

- ① 「第三次十日町市環境基本計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に対するパブリックコメント（ご意見）であること
- ② 氏名（法人や団体の場合はその名称と代表者名）
- ③ 住所（所在地）
- ④ 連絡先（電話番号）

※ご意見の提出に伴い取得した氏名や連絡先等の個人情報は、「十日町市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、本意見公募に関する業務に限って利用します。

4 意見受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）17:00まで（必着とします）

5 受け付けた意見の反映と結果の公表

計画の策定にあたり、提出されたご意見を考慮して最終的な決定を行うものとします。結果は、いただいたご意見（個人情報を除く。また、ご意見の要旨のみとする場合があります。）と合わせてホームページ及び上記閲覧場所などで公開します。

※個々の意見に直接回答しません。あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

環境衛生課（電話番号：025-752-3924）